「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に 対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

【勧告先】厚生労働省

【1回目の回答日】平成22年12月13日

【勧告日】平成 22 年 1 月 22 日 【2 回目の回答日】平成 24 年 1 月 18 日

1 調査概要

総務省は、雇用保険二事業(雇用安定事業と能力開発事業)の一層の効果的・効率的な実施の推進、 利用者の利便性の一層の向上等を図る観点から調査を実施

調査結果を踏まえ、①事業実績が低調、②添付書類が過大など申請者の負担となっている、③職業 相談員の業務の実績が低調などの課題がみられ、平成22年1月22日、厚生労働省に対して、その改 善措置について勧告

この勧告に対し、厚生労働省が1回目の回答後に講じたその後の改善措置状況を公表するもの なお、1回目の回答までに、事業実績が低調な事業の廃止、事業内容が類似する事業の整理・統合、 添付書類の簡素化等については措置済み

2 主な勧告事項及び厚生労働省が講じた改善措置状況

(1) 事業の効果的・効率的な実施の推進

勧告事項

助成金支出に関する業務を財団法人が実施 しているものについて、その実態を踏まえ予算 縮減等の措置を講じること

その後の改善状況

(財)介護労働安定センターが行う介護雇用 管理制度等導入奨励金は平成22年度限りで廃 止、(財) 21世紀職業財団が行う両立支援レベ ルアップ助成金に係る事務は23年9月に都道 府県労働局に移管

(2) 職業相談員の配置の見直し

勧告事項

- 1 利用者の利便性の観点も踏まえ、事業実績 に応じた職業相談員の配置を行うこと
- 2 職業相談員の統合(大くくり化)を検討す ること、あるいは複数の事業を担当する職業 相談員を創設するなどにより、職業相談員の 在り方を見直すこと

その後の改善状況

- 季節労働者の就労支援を行う職業相談員 について、事業実績を踏まえ、平成23年度 には前年度から 10 名削減
- 2 平成 23 年度から、従来 76 種類あった職業 相談員を機能別に11種類に大くくり化し、 同じ種類に属する各種職業相談員について 互いの業務に従事させることが可能となる よう措置

(3) 施設等の設置の在り方の検討の推進

勧告事項

公共職業安定所付属施設のうち、業務内容が 類似し、共同で実施することが可能なものにつ いては、施設の整理・統合を図ること

その後の改善状況

パートバンクについて、平成23年度に9か 所を廃止し、一般求職者が多数見込まれる 25 か所をハローワークプラザに整理・統合

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

雇用保険二事業に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況

(2回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

1 実施時期 平成20年12月~22年1月

2 対象機関 調査対象機関:厚生労働省

関連調査等対象機関: (独) 雇用・能力開発機構 (注1)、(独) 高齢・障害者雇用支援機構 (注2)、(財) 21 世紀職業財団、

(財) 介護労働安定センター、中央職業能力開発協会等

(注) 1 (独)雇用・能力開発機構は、平成23年10月1日に廃止され、業務を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構及び(独)勤労者退職金共済機構に移管している。

2 (独) 高齢・障害者雇用支援機構は、平成23年10月1日の(独) 雇用・能力開発機構の廃止の際、その業務の移管を受け、法人名が(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構に変更 されている。

【勧告日及び勧告先】 平成22年1月22日 厚生労働省に対し勧告

【回答年月日】 平成22年12月13日

【その後の改善措置状況の回答年月日】 平成24年1月18日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 平成20年秋から急激な景気後退に伴い、完全失業率が過去最高を更新するなど雇用情勢が悪化
- 雇用情勢の悪化に伴い、国は各種雇用対策を実施・拡充。この中には、労働保険特別会計において経理されている雇用保険二事業(雇用安定 事業と能力開発事業)により実施しているものも多くあり
- 一方、雇用保険二事業については、無駄を指摘されている事業等があるなど、一層の整理・合理化が必要との指摘あり
- 〇 本行政評価・監視では、こうした状況を踏まえ、雇用保険二事業の一層の効果的・効率的な実施の推進、利用者の利便性の一層の向上等を図る観点から、平成20年度に厚生労働省で実施した134事業のうち、独法交付金等によるものを除く102事業について調査を実施

1 雇用保険二事業の効果的・効率的実施の推進等

(1) 事業の効果的・効率的実施の推進

【勧告要旨】

厚生労働省は、雇用保険二事業を効果的・効率的に実施する観点から、 次の措置を講ずる必要がある。

① 事業実績が低調となっているものについては、事業の必要性を再検 討し、今後も必要性が高いと判断した事業については、事業実施要件 等を見直すことにより事業の促進方策を検討し、事業の有効性を向上 させること。

また、今後、事業実施要件等を見直しても事業の活用が見込めない ものについては、廃止を含めた事業の在り方を検討すること。

- ② 事業内容が類似するものについては、整理・統合を推進すること。 また、若年者対策として数多く実施されているものについては、機能 別に整理の上、利用者の利便性を向上するよう、関係事業を再整理すること。
- ③ 事業内容に、安定所が本来業務として行う事務事業が含まれているものについては、雇用保険二事業の制度創設の趣旨を踏まえ、二事業として実施すべきものと、安定所が本来業務として実施すべきものを 峻別すること。
- ④ 助成金支出に関する業務を財団法人が実施しているものについては、助成金支出に付随する運営費の実態を明らかにするとともに、運営費、事業費及び管理費が助成金支出に比して過大となっているものは、その実態を踏まえ、予算を縮減する等の措置を講じること。
- ⑤ パートバンク設置の趣旨を踏まえ、事業が未実施となっているもの

厚生労働省が講じた改善措置状況

- →:「回答」時に確認した改善措置状況
- ⇒:「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況
- →① 13事業については、事業の必要性を再検討し、次のような措置を講 じた。
 - ・平成21年度限りで廃止した事業:3事業
 - ・平成22年度限りで廃止する事業:2事業
 - ・平成21年度限りで事業の一部を廃止した事業:1事業
 - ・平成21年度から他の事業に統合したが22年度限りで当該部分を廃止する事業:1事業
 - ・平成22年度から他の事業に統合したもの:1事業
 - ・平成22年度予算で前年度から減額を行った事業:5事業

<具体例>

・「中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミーティング」の 実施」

実績が低調なため、平成21年度限りで廃止した。

・「キャリア形成促進助成金(地域雇用開発能力開発助成金・中小企業雇用創出等能力開発助成金)」

事業の必要性を再検討し、助成メニューを見直し、このうち事業実績が著しく低調な地域雇用開発能力開発助成金については、平成22年度限りで廃止することとした。

⇒① 平成22年12月13日付け回答により、措置済みである。 なお、平成22年度限りで廃止を予定していた事業については、廃止 済みである。

については、実態を把握した上で見直しを行うこと。

<制度の概要等>

雇用保険二事業は、雇用安定事業と能力開発事業の2つから構成

○ 雇用安定事業

雇用の促進を図る事業主に対する助成金支給事業や、きめ細かい職業相談・職業紹介等を実施する事業や、若者など特定の者を対象とした就労支援事業を実施

〇 能力開発事業

事業主が行う教育訓練の促進を図る助成金支給事業や、在職者や離職者 に対する職業訓練事業を実施

<調査結果の概要>

102事業について、それぞれの実施状況を調査した結果、次のように改善を要するものがみられた。

- ① 対象者がトライアル雇用からの常用雇用を好まない日雇労働者であるなど、事業自体がニーズに合わなくなっていること等から事業が低調となっているもの(13事業)
- ② 事業内容が類似していることからセミナー対象者の4割が重複している など、事業を整理・統合することにより、事業の効率化が図れると考えら れるもの(19事業)
- ③ 安定所の本来業務として行っている事務事業と類似する内容又はそのものが含まれており、事業を実施していることに疑問があるもの(1事業)
- ④ 助成金支出に関する業務を財団法人が実施している事業において、事業 主に対する助成金額等に比べ運営費、管理費等の割合が過大となっている もの (9事業)
- ⑤ 事業の一部が実施されていないもの(1事業)

厚生労働省が講じた改善措置状況

- →② 19事業については、次のような措置を講じた。
 - ・平成22年度に統合した事業:6事業
 - ・平成21年度限りで廃止した事業:5事業
 - ・平成22年度限りで廃止する事業:1事業
 - ・事業内容を見直すことにより重複を排除した事業:3事業
 - ・平成21年度から他の事業に統合したが22年度限りで当該部分を廃止 する事業:1事業
 - ・重複していた事業を廃止したため重複が排除された事業:3事業 なお、若年者対策の事業については、次のような再整理を実施した (上記以外の事業を含む。)。
 - i 平成22年度に統合した事業:2事業 (「フリーター常用就職支援事業の推進」と「ジョブクラブ(就職クラブ)方式による就職の促進」を統合し「フリーター等正規雇用化支援事業」)
 - ii 平成21年度限りで廃止した事業:3事業 (「ヤングワークプラザにおける就職支援」、「中小企業人事担当者と 年長フリーターとの「ジョブミーティング」」、「若年者に対する効率 的な集中支援による就職の促進」)
 - iii 都道府県の要望を踏まえながら継続する事業:1事業 (「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進」)
- ⇒② 平成22年12月13日付け回答により、措置済みである。 なお、平成22年度限りで廃止を予定していた事業については、廃止 済みである。

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	→③ 平成20年度の失業給付受給者等就職援助対策費において実施されて
	いる、個別求人開拓、求人情報閲覧体制の整備については、雇用保険
	受給者等の早期再就職を促進するために行っている事業であり、雇用
	保険二事業の目的に即しているものであることから、引き続き雇用保
	険二事業として実施していく。
	なお、職業相談員(適職選択支援担当)による支援の実施について
	は、既に廃止している。
	⇒③ 失業給付受給者等就職援助対策費については、引き続き雇用保険二
	事業の目標に就職支援セミナーが役に立った割合を設定するなど、雇
	用保険二事業の趣旨を踏まえた事業の実施に努めている。
	→④ (財)介護労働安定センターが実施している人材確保等支援助成金
	(介護雇用管理助成金)については、平成20年度限りで廃止。以降、
	経過措置による支給及び平成21年度から新規事業として実施している
	介護雇用管理制度等導入奨励金の支給を行っているが、運営費につい
	ては順次縮減を図っており (助成金支出における運営費の割合:平成
	21年度32%、22年度4.4%)、23年度要求は行わないこととした。
	(財) 21世紀職業財団が実施している両立支援レベルアップ助成金
	及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金については、助成金支出に比
	する事業費及び管理費の割合の改善が引き続き必要な状況であるが、
	平成23年10月から助成金支給に関する業務を(財)21世紀職業財団か
	ら都道府県労働局に移管する予定である。
	なお、これら2財団に係る雇用保険二事業の目標設定、目標評価の
	際に表記する事業としての金額に運営費等を含めることにより、運営
	費等を含めた事業の実態を対外的に分かりやすくし、透明性を高める

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	こととした。
	⇒④ (財)介護労働安定センターが実施している介護雇用管理制度等導
	入奨励金については平成22年度限りで廃止した。なお、人材確保等支
	援助成金(介護雇用管理助成金)の経過措置分は平成23年度限りで終
	了する。
	また、(財) 21世紀職業財団が実施していた両立支援レベルアップ助
	成金については平成23年9月に、短時間労働者均衡待遇推進等助成金
	については平成23年10月に、助成金支給に関する業務を都道府県労働
	局に移管済みである。
	→⑤ パートバンクはパートタイム希望者の求職活動の円滑化を図るため
	にパートタイム雇用に係る職業相談、職業紹介等パートタイム雇用に
	関する総合的な職業紹介サービスを専門的に提供することを設置目的
	としているところであるが、 i)求人者にとって一般所で一般求人を
	申し込む際にパートバンクで取り扱うパートタイム求人も同時に申し
	込む方が利便性が高い場合があることや、ii)パートバンクの人員体
	制が弱いため求人受理については一般所で集中化した方がよい場合が
	あることなどから、地域の実情に応じて、パートバンクに求人の申込
	みがあった場合は、必要な助言・指導や一般所への取次ぎによって対
	応する場合があり、東京労働局管内の2パートバンクについては、こ
	れに該当するものである。
	このような事業運営上の取扱いについて、これまで要領上明確でなか
	ったため、これを明確にする通知を発出することとする。
	⇒⑤ 平成23年3月30日付けで「パートバンク設置運営要領」を改正し、
	パートバンクに求人の申込みがあった場合に、職業相談や職業紹介の

(2) 利用者の利便性の一層の向上

【勧告要旨】

厚生労働省は、雇用保険二事業を効果的・効率的に実施し、かつ、利用者の利便性を向上させる観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 各事業の適用基準・要件について点検し、その適用基準・要件が不明確であるものについては、これを明確化すること。
- ② 必要性の乏しい添付書類を提出させているものについては、添付書類の見直し等申請書類の簡素化を図ること。
- ③ 申請手続が煩さになっているものについては、申請手続の一本化等 手続の合理化を検討すること。
- ④ ワンストップで行うことが望ましいものについては、実施場所等の 一本化や事業のメニュー化等を検討すること。
- ⑤ 同一目的の事業間においてそれぞれ対象者を限定しているため、一 定の年齢層につき各事業の対象となっていないものについては、事業 対象の拡大について検討すること。
- ⑥ 事業や助成金の申請手続に関する案内書等で不明確な記載等がされているものについては、利用者の立場に立った必要な改善を図ること。

<制度の概要等>

○ 雇用保険二事業の各種助成金に係る支給要領においては、支給申請書へ の添付を必須とする書類のほかに、それぞれの機関の長の判断により必要 に応じて添付させるとする書類を規定するものが数多く、事業主団体から ほか、管轄公共職業安定所への誘導や求人申込書等の管轄公共職業安 定所への取次ぎを行うことも盛り込み、各都道府県労働局に通知した。

→① 若年者雇用促進特別奨励金については、平成21年2月に廃止しているが、21年2月以降、内容を充実等させて新規事業として実施している若年者等正規雇用化特別奨励金では、対象者要件を明確に記載し具体化した。

その他の事業については、点検したところ、不明確なものはなかった。

- ⇒① 平成22年12月13日付け回答により、措置済みである。
- →② 14事業のうち、2事業については廃止、11事業については、勧告の 趣旨を踏まえ事業主等の負担軽減のため申請書・添付書類の更なる簡 素化を図った。

なお、残る1事業(試行雇用奨励金(若年者試行雇用奨励金等))については、申請数の膨大な労働局において審査時間の短縮及び事務の効率化のため、雇用契約書等を地域の実情に応じ提出を求めているものであり、必要性が高いため省略することはできないが、申請の際に求める添付書類については、今後も必要最小限とするよう引き続き徹底する。

<具体例>

•「特定求職者雇用開発助成金」

平成22年4月21日及び4月22日付けで都道府県労働局に対して事務 連絡を発出し、提出させる必要がない書類を添付させている事例につ

簡素化の強い要望あり

<調査結果の概要>

102事業について、利用者の利便性の向上等の観点からそれぞれの実施状況を調査した結果、次のように改善を要するものがみられた。

- ① 安定所長が、著しく就職困難と認める者を対象とする奨励金について、「著しく」の適用基準・要件が抽象的であるため、適用対象者が実施主体によって異なっているもの(1事業)
- ② 申請に当たって、添付書類が過大であるなど、申請者の負担となっているもの(14事業)
- ③ 同一機関に対して行う2回の申請手続を一本化する余地があるもの等(2事業)
- ④ 若年者に対する就職支援事業のうち、安定所、都道府県、民間団体等に おいて分散して行われているものについて、ワンストップで行うことによ り効率的・効果的に実施できると考えられるもの(9事業)
- ⑤ 支給要件として年齢要件を設定しているが、助成金の支給を行うことが 必要な年齢層が対象から除かれているもの(2事業)
- ⑥ 外国人向けのパンフレットが日本語で表記されているなど、利用者側の 視点で作成されていないもの(1事業)

厚生労働省が講じた改善措置状況

いては、必要がある場合に限ることとするよう徹底した。また、必要 書類として提出を求めるもので様式が全国で区々なものについては、 必要最小限の項目に絞って様式を統一した。

なお、各労働局における添付書類の取扱状況については、今後も本 省が定期的にモニタリングする。

- ⇒② 平成22年12月13日付け回答により、措置済みである。
- →③ 建設教育訓練助成金(第4種認定訓練)は、平成22年度からキャリア形成促進助成金の申請手続と一本化したところであり、中小企業子育て支援助成金については、(財)21世紀職業財団地方事務所における受付を廃止し、22年度から申請手続の受付を都道府県労働局雇用均等室に一本化した。
- ⇒③ 平成22年12月13日付け回答により、措置済みである。
- →④ 9事業のうち、学生職業センター等とジョブカフェの2事業については、実施場所の一本化及び実施する事業のメニュー化は都道府県の要望に応じて実施しており、引き続き連携して実施し、利用者の利便性向上に努めていく。併設ハローワークは平成22年4月1日現在、40か所となっている(勧告時は38か所)。

また、高卒就職ジョブサポーターの事業については内容を充実、事業内容が類似する2事業についてはこれを統合することにより、利用者の利便性向上に努めている。なお、事業実績が低調となっているもの等4事業については、平成21年度限りで廃止した。

⇒④ 実施場所の一本化及び事業のメニュー化は、引き続き都道府県の要望に応じ連携して実施しており、利用者の利便性の向上に努めていく。

主な勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	→⑤ 試行雇用奨励金は、職業経験、技能、知識等から就職が困難である
	と認められる特定の求職者を対象に実施している。年齢要件もこのよ
	うな観点から設定しているものであり、中高年者は45歳以上、若年者
	等は40歳未満を対象として政策的に手厚い支援をすることとしている
	ところ。現時点では、対象年齢の拡大は検討していないが、試行雇用
	奨励金の年齢の範囲については、これまでも見直しを行ってきたとこ
	ろであり、今後とも、雇用失業情勢を踏まえつつ、手厚い支援として、
	どの年齢層をトライアル雇用の対象とするかについて、必要に応じた
	見直しを行うこととしている。
	⇒⑤ これまで、試行雇用奨励金(若年者等試行雇用奨励金、中高年トラ
	イアル雇用奨励金)は40歳から44歳までが対象とされていなかったが、
	見直しを行った結果、平成24年度から若年者等試行雇用奨励金の対象
	年齢を現行の40歳から45歳未満へ拡充し、対象者年齢区分における空
	白部分の解消を図ることとした。
	→⑥ 東京及び大阪外国人雇用サービスセンターを案内するパンフレット
	については、いずれも平成22年4月以降、英語、中国語など各センタ
	ーの多数を占める外国人利用者に対応したパンフレットを用意し、配 ,,,,
	布した。
	⇒⑥ 平成22年12月13日付け回答により措置済みである。

2 職業相談員の配置の見直し等

【勧告要旨】

厚生労働省は、雇用保険二事業において、若年者や障がい者等の適正 な職業選択及び就職後における職場への適応の促進に関する業務の円 滑な運営に資するために設置している職業相談員について、その専門的 知識をいかし、雇用対策を効果的・効率的に実施する観点から、次の措 置を講じる必要がある。

- ① 利用者の利便性の観点等も踏まえ、事業実績に応じた職業相談員の 配置を行うこと。また、労働局が管内の安定所に配置する際にも同様 とするよう指示すること。
- ② 職業相談員の統合(大くくり化)を検討すること、あるいは、複数の事業を担当する職業相談員を創設することなどにより、職業相談員の在り方が適切になるよう見直すこと。

<制度の概要等>

- 厚生労働省は、職業相談員規程に基づき、年少就職者、障がい者等の適 正な職業選択及び就職後における職場への適応の促進に関する業務の円滑 な運営に資するため、安定所に職業相談員を配置
- 職業相談員は、専門性をいかした就職等の一層の促進や、安定所の混雑 緩和、職員の本来業務の補完のために業務量等を踏まえて厚生労働省本省 が配分
- 雇用保険二事業において、合計 40 種類の職業相談員を 30 事業において 活用

<調査結果の概要>

雇用保険二事業において職業相談員を活用している30事業(40種類)のうち、調査対象とした26事業(35種類)の職業相談員の配置状況等を調査した

→① 職業相談員の配置については、事業実績に応じたものとし、利用者 の利便性の向上に努めた。また、安定所間で1人当たりの業務量に差 が生じている事業については、都道府県労働局に対して、対象者数な どの実績等を勘案して安定所に配置するよう指導した。

<具体例>

· 「季節労働者通年雇用促進等事業」

直近における季節労働者就労支援ナビゲーター1人当たりの支援開始者数の実績等を踏まえ、札幌所と北見所における季節労働者就労支援ナビゲーターの配置を見直した(札幌4人:北見2人→札幌3人: 北見3人)。

- ⇒① 平成23年度においても実績等を勘案した適切な配置に努めた。 その結果、季節労働者就労支援ナビゲーターの配置数については、 平成21年度の支援開始者数の実績等を踏まえ10名の削減を行った。
- →② 職業相談員の種別については、平成23年度から機能別に担当業務を 大くくり化し、業務の効率化によるコスト削減、利用者サービスを図 る予定。
- ⇒② 平成23年度から、それまで76種類あった職業相談員を機能別に11種類に大括り化した(平成23年2月7日付け職発第0207第3号「職業安定行政関係の相談員の見直しについて」)。

大括り化後の職業相談員については、同じ括りを構成する各種相談 員の業務に従事させることを可能とし、ハローワークの実情に応じて 柔軟な配置が可能となるよう措置した。

厚生労働省が講じた改善措置状況

結果、次のような事例がみられた。

- ① 安定所により、職業相談員1人当たりの業務量に相当の較差がみられることから、職業相談員に係る業務量に応じた配置が必要であると考えられるもの(8事業)
- ② i)同一の相談窓口に複数の種類の相談員が配置され各相談員の役割分担が不明確となっているもの、ii)職業相談員が行う本来業務の実施が低調となっているもの(10事業)

3 厚生労働省における自己評価の適切な実施

【勧告要旨】

厚生労働省は、雇用保険二事業に対する自己評価を適切に行い、事業 を効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 自己評価を行うに当たっては、合理的な事業目標を設定するととも に、合理的・客観的データを用いて評価・検証すること。
- ② 特別会計制度の趣旨を踏まえ、一般会計及び特別会計の支出項目を整理した上で、事業の評価・検証が適切に行えるよう措置すること。
- ③ 事業を創設する際には、その必要性を十分検討すること。特に、廃止した事業と類似する事業の創設に当たっては、創設の必要性のほか、廃止した事業や類似事業との相違点が明確かどうか十分検討すること。

<制度の概要等>

- 雇用保険二事業については、行政刷新会議において廃止・見直し等の評 定を受けたものがみられるほか、これまで、各方面から、累次の指摘がな されており一層の整理合理化が求められている。
- 厚生労働省は、雇用保険二事業について、事業ごとの性格を踏まえ、目

これにより、業務の効率化によるコスト削減、利用者サービスの向上を図っている。

- →① 事業を適切に評価できる目標を設定するなど改善を行った。 <具体例>
 - ・「キャリア支援企業等育成事業」

平成20年度の目標が19年度の実績を下回る目標であり、実績を踏ま えた目標となっていなかったため、22年度の目標は21年度の実績を上 回る目標を設定した。

- ・「ホームレス等の自立支援等に関する職業相談員等の配置」 住居喪失不安定就労者に係る職業相談員等の目標設定がされていなかったが、平成22年度から住居喪失不安定就労者担当の職業相談員等 についても目標を設定した。
- ⇒① 平成22年12月13日付け回答により、措置済みである。
- →② 一般会計からも予算措置をしている事業の評価については、平成22 年度から、評価書に一般会計の予算分も併記し、事業全体の予算額も 踏まえて事業の評価を行うこととした。

標を設定するとともに年度終了後に実績を公表し、適正な評価を行った上 →② 平成22年12月13日付け回答により、措置済みである。 で、事業の見直し等所要の措置を講ずることとしている。

<調査結果の概要>

102事業について、厚生労働省の評価の実施状況を調査した結果、次のよう に改善を要するものがみられた。

① i)事業と事業目標の相関関係が薄い、ii)事業の一部について評価が 行われていない、iii)事業目標と異なる指標をもって評価している、iv) 事業目標が、前年度にクリアした目標より低く設定されているなど、事業 の成果・効果についての適切な検証が行われていないと考えられるもの(17 事業)

また、目標達成状況を把握するために、アンケート調査を実施している が、調査事項が客観的なものになっていないことなどから、適切な評価結 果が得られないと考えられるもの(7事業)

- ② 同一名称、同一内容の事業に対し、それぞれ特別会計と一般会計から支 出され、支出項目が適切に整理されていないため、特別会計として実施さ れている雇用保険二事業の適切な評価・検証が行えないと考えられるもの (7事業)
- ③ 新規に開始された事業の中には、廃止された事業と類似した事業内容の ものがあり、新規事業を創設する前に、事業の必要性や事業内容の相違に ついて検討したかどうかに疑問があるもの(2事業)

厚生労働省が講じた改善措置状況

- →③ 新規事業の創設の際には、今後とも創設の必要性を十分精査する。
- ⇒③ 新規事業を創設する場合は、その必要性や過去の類似事業との相違 点を明確にし、十分精査することとしている。

4 施設等の設置の在り方の検討の推進

【勧告要旨】

厚生労働省は、雇用保険二事業において施設等を設置して事業を実施 しているものについては、効果的、効率的及び適正な業務運営を図る観 点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 女性と仕事総合支援事業については、事業の効果的な実施方策を検討すること。また、「女性と仕事の未来館」については、事業費に比して管理費、人件費の割合が過大となっていることから、適正な水準を目指し、速やかに管理費、人件費を縮減するとともに、存廃を含めた在り方について検討すること。
- ② 安定所付属施設のうち、業務内容自体が類似しており共同で実施することが可能なものについては、施設の整理・統合を図ること。

<制度の概要等>

雇用保険二事業においては、次のような施設が整備・運営されている。

- 「女性と仕事の未来館」
- セミナー、起業・健康に関する相談及び情報提供を実施し、働く女性を サポートする施設
- 「ハローワークプラザ」、「パートバンク」

安定所の付属施設として、求職者の利便性の高い地域や、安定所が設置 されていない地域に設置され、相談等のサービスを提供する施設

<調査結果の概要>

① 「女性と仕事の未来館」

女性と仕事の未来館の女性就労支援に関するセミナー等の事業費は運営費支出額全体の30%にとどまっており、残りの70%が管理費と人件費に支出されているなど、事業費に比して管理費・人件費の割合が過大であり、

- →① 女性と仕事総合支援事業に関する管理費及び人件費については、平成22年度予算において前年度よりそれぞれ20%、15%削減したところである。同事業は行政刷新会議事業仕分けの「評価結果」及び「とりまとめ結果」も踏まえ、平成22年度限りで廃止することとし、事業目的・手法、女性と仕事の未来館の活用についてゼロベースで見直した結果、男女ワークライフ支援事業として23年度概算要求を行ったところであるが、その事業については、本年11月の行政刷新会議再仕分けの「評価結果」を受け、23年度予算編成過程において具体的結論を得ることとしている。
- ⇒① 平成23年度からは、「男女ワークライフ支援事業」は実施せず、これに代わり、全国の女性関連施設、地方自治体等における女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう相談対応、ノウハウ・情報提供、講師派遣等に特化した「女性就業支援全国展開事業」を実施している。

また、「女性と仕事の未来館」は平成22年度限りで閉鎖した。

→② ハローワークプラザについては、利便性の高い場所(駅前)に職業紹介に特化した拠点を設置し、求人情報の提供、職業相談・職業紹介等を実施しているところであるが、ハローワークインターネットサービスの活用状況、ハローワークの混雑状況を勘案しつつ、平成23年度以降見直しを行うこととしている。また、パートバンクについては、パートタイム希望者を対象にパートタイム雇用の需給が集中している地域を中心に設置してきたところであるが、平成23年度以降パートタ

また、セミナーについては、未来館1か所のみの開催となっているなど、 事業が効率的に実施されているとは考えにくく、施設の在り方に疑問

② 「ハローワークプラザ」、「パートバンク」

同じ施設内で共同で事業が実施されており、業務の重複部分が発生しているものや、対象を限定して事業を実施する必要性が乏しいと考えられるものあり

5 一般会計と特別会計の経理区分の明確化

【勧告要旨】

厚生労働省は、特別会計制度の趣旨を踏まえ、雇用保険二事業及び一般会計事業の経理区分を明確にし、また、事業の位置付けや当該会計からの支出理由を整理するなど、適切な見直しを行うこと。

<制度の概要等>

○ 雇用保険二事業の財源として労働者及び事業主から徴収した雇用保険料 (平成 21 年度の保険料率千分の 11.0) のうち、事業主が千分の 3.0 (21 年度の雇用保険二事業に係る保険料率) を全額負担し、その事業主負担の 保険料を基に雇用保険二事業の企画・運営がなされている。

<調査結果の概要>

○ 102事業を調査した結果、同一名称、同一内容の事業について、労働局に おいて、年度により特別会計からの支出又は一般会計からの支出を行って いる状況がみられ、また同一年度についてみても、労働局によって、特別 会計からの支出又は一般会計からの支出を行っている状況がみられた(7 事業)。

厚生労働省が講じた改善措置状況

イム希望者を対象とした事業を見直し、順次廃止することとしている。

⇒② パートタイム希望者に対して専門的に支援するパートバンクについては、平成23年度に9か所を廃止し、一般求職者が多数見込まれる25か所をハローワークプラザに整理・統合した。今後とも引き続き、パートバンクの廃止又は、ハローワークプラザへの整理・統合を行っていく。

→ 財源措置の在り方は、国民全体の共同連帯により行われるべきか、あるいは事業主の共同連帯により行われるにふさわしいかで判断されるべきものであり、事業の性質上、一般会計、特別会計、両者の区分を適切に行った上で予算措置をしているが、今後とも、特別会計制度の趣旨を踏まえた支出となるように予算措置をしていく。

また、平成22年度から、複数の財源からの予算で行っている事業の都 道府県労働局への配賦は、区分を適切に行った予算上の割合に応じて行 っている。

⇒ 今後とも、特別会計制度の趣旨を踏まえた支出となるように予算措置 をしていく。